

# 給 水 装 置 変 更 届

(宛先) 能 登 町 長

能登町水道事業給水条例が契約の内容になることに合意し、下記のとおり給水装置に関する変更を届け出ます。

	届出日	年 月 日
届 出 人	住所 (又は所在地)	〒 - -
	TEL フリガナ	- -
	氏 名 (又は名 称)	(法人担当者氏名 )
	新所有者 新使用者・現使用者 (←いずれかに○) との関係 本人 配偶者 子 その他( )	

水栓番号	- - -	← 分かる場合のみ記入
給水装置設置場所	能登町字	
変更内容 <small>該当する番号を○で囲ってください。</small>	1. 所有者名義 2. 使用者名義	3. 料金納付書送付先 4. その他( )
変更理由 <small>該当する項目の□内に、レ印をつけてください。</small>	<input type="checkbox"/> 所有者(使用者)の死亡 <input type="checkbox"/> 土地家屋の売買等 ※1 <input type="checkbox"/> 使用者名義の変更 ※2 <input type="checkbox"/> 水道料金納入者の変更 <input type="checkbox"/> 使用者(納入者)の住所変更	
1. 所有者名義 ※3	変更前	氏名 (又は名称)
	変更後	住所 (又は所在地)
		フリガナ
		氏名 (又は名称)
2. 使用者名義 <small>1.所有者名義欄と同じ場合は□内にレ印をつけてください</small>	変更前	氏名 (又は名称)
	変更後	住所 (又は所在地)
		フリガナ
		氏名 (又は名称)
3. 料金納付書送付先 <small>口座振替を希望される場合は、別途金融機関あてに口座振替依頼書の提出が必要となります。</small>	変更前	住所 (又は所在地)
	変更後 ※5	住所 (又は所在地)
		フリガナ
		氏名 (又は名称)
4. その他		

特記事項	
------	--

- ※ 1. 土地家屋の売買等による変更の場合は、所有権を取得したことを証する書類を添付してください。この場合、同時に使用者の変更があり、かつ開栓状況にあるとき、旧使用者は開栓届も合わせて提出する必要があります。
- ※ 2. 土地家屋の賃貸借契約における借主変更に伴った使用者名義の変更は、この届出書ではなく、開閉栓届を提出してください。
- ※ 3. 本届出書に係る権利関係については、後日利害関係人等からの異議の申し出があっても、町はその責任を負いません。また、本届出書は、町が給水装置の所有権を保障するものではありません。
- ※ 4. 相続において、相続したことを証する書類の添付のない場合は、新所有者氏名欄は新所有者の署名又は記名押印が必要です。
- ※ 5. やむを得ない事情により、使用者以外へ送付先を変更する場合は、使用者本人による届出又は使用者から委任された代理人による届出が必要です。代理人による届出の場合は委任状をお持ちください。

事務処理欄		申込者本人確認 2点(イから2点又はイとロからそれぞれ1点ずつ) イ □ ロ □	その他	取扱窓口	
	個人番号カード 運転免許証 住基○(顔写真有)	保険証等 住基○(顔写真無) 年金手帳 年金証書	学生証 社員証 診察券 預金通帳		□建設水道課 □柳田 □内浦 □小木 □鶴川
	その他( )	その他( )	その他( )		受付者
	No.				
端末入力		備考			